基安発 0331 第1号 平成 28年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局 安全衛生部長 (公印省略)

行政不服審査法等の改正に伴う労働安全衛生法等関係通達の整備について

行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新行審法」という。)及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号。以下「整備法」という。)の施行については、平成26年6月13日付け基発0613第7号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」(参考資料1)及び平成28年1月29日付け総管管第6号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について(通知)」(参考資料2)によりすでに示したところであるが、今般、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等関係通達について下記のとおり改正を行うこととしたので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達の整備の趣旨

新行審法における異議申立てを廃止し、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化するとともに、審査請求をすべき行政庁について、法律に特別の定めがある場合を除き、①処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁(以下「処分庁等」という。)に上級行政庁がある場合は、当該処分庁等の最上級行政庁、②処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等とされたこと(新行審法第4条関係)。

また、審査請求期間が 60 日から 3 月に延長されたこと (新行審法第 18 条 第 1 項関係) に伴い、関係通達で示している教示文等の整備を行うものであ

- 2 関係通達の整備の内容について 関係通達で示している教示文等について、別紙のとおり改正する。
- 3 施行日 本通達は、新行審法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(別添2)

計画届免除認定取消通知書

記 号 番 号 日 付

認定事業者 殿

○○労働基準監督署長

下記の事業場については、労働安全衛生規則第87条の9の規定に基づき、労働安全衛生法第88条に基づく計画届免除認定を取り消すことを決定しましたので通知します。速やかに本職あて計画届免除認定証を返納してください。

記

1 認定事業場の名称等

1 HEAC 1 NO WILL DIST OF	 	
氏名又は名称及び法人に		
あつてはその代表者の氏名		•
住 所		-
事業の種類		
認定事業場の名称		
認定事業場の所在地		
認定番号		
認定年月日		

2 取消しを行った理由

(備老

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)。

(参考 例)

発番号 年月日

殿

労働局長

処分通知書

○○労働局長の登録を受けた作業環境測定機関である、(被処分機関名)に対して、下記のとおり処分するので、通知します。

記

- 1 処分の根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 処分の内容

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。ただし、処分があった日から1年を経過したときは、審査請求することができません。
- 2 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

様式第2号

番 号 平成 年 月 日

発散防止抑制措置特例実施不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった発散防止抑制措置については、下記の理由により、許可しないこととしたので通知する。

記

不許可の理由:(許可基準に適合しない項目)

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

また、この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

(参考 例)

発番号 年月日

殿

労働局長

処分通知書

○○労働局長の登録を受けた○○機関である、(被処分機関名)に対して、下記のとおり処分するので、通知します。

記

- 1 処分の根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 処分の内容

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。ただし、処分があった日から1年を経過したときは、審査請求することができません。
- 2 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

関係通達の改正

1 平成 17 年 6 月 10 日付け基安発第 0610002 号「検査業者及び登録教習機関 に対する行政処分等について」の改正

記の2の(3)を次のように改める。

(3) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面(以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。

ア 行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 82 条の規定による教示 (例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。」

イ 行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条第1項の規定による教示(例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。 ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。」

新旧対照表

現行 改正後 (略) (略) 1 2 行政処分を行うに当たっての留意 2 行政処分を行うに当たっての留意 事項 事項 $(1) \sim (2)$ $(1) \sim (2)$ (略) (略) (3) 行政処分は、その理由として根 (3) 行政処分は、その理由として根 拠条項、処分事由等を明示した書面 拠条項、処分事由等を明示した書面 (以下「処分通知書」という。) によ (以下「処分通知書」という。) によ り行うこととし、処分通知書には次 り行うこととし、処分通知書には次 に掲げる教示を付すこと。 に掲げる教示を付すこと。 ア 行政不服審査法(平成26年法律第 ア 行政不服審査法(昭和37年法律第

68号) 第82条の規定による教示(例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。」

イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第 139号)第46条第1項の規定による教 示(例)「この処分に対する取消訴訟 については、国を被告として(訴訟に おいて国を代表する者は法務大臣と なります。)、この処分があったこと を知った目の翌日から起算して 6月 以内に提起することができます(処 分があった日から1年を経過した場 合を除きます。)。 ただし、処分が あったことを知った日の翌日から起 算して3月以内に審査請求をした場 合には、処分の取消訴訟は、その審 査請求に対する裁決の送達を受けた 日の翌日から起算して6月以内に提 起しなければなりません(裁決があ った日から1年を経過した場合を除 きます。)。

(4) (略)

160号)第57条の規定による教示 (例)「この処分に不服があるときは、 この通知を受け取った日から起算し て 60 日以内に、厚生労働大臣に対し て審査請求することができます。」 イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第 139号) 第46条第1項の規定による教 示(例)「この処分に対する取消訴訟 については、国を被告として(訴訟に おいて国を代表する者は法務大臣と なります。)、この処分があったこと を知った日の翌日から起算して6月 以内に提起することができます(処 分があった日から1年を経過した場 合を除きます。) ただし、処分があ ったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に審査請求をした場合 には、処分の取消訴訟は、その審査 請求に対する裁決の送達を受けた日 の翌日から起算して 6 月以内に提起 しなければなりません(裁決があっ た日から1年を経過した場合を除き ます。)。」

(4) (略)

2 平成 18 年 3 月 10 日付け基安発第 0310002 号「労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届の免除認定の取消等に係る留意事項について」の改正 別添 2 計画届免除認定取消通知書の教示文について、別添 1 のとおり修正す

る。

- 3 平成22年2月17日付け基安発0217第1号「作業環境測定機関に対する行政処分等について」の改正
- (1) 記の2の(2) を次のように改める。
 - (2) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面 (以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には

次に掲げる教示を付すこと。

- ア 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第82条の規定によ る教示
 - (例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知っ た日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して 審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の 翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求すること ができません。」
- イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の 規定による教示
 - (例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として (訴 訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処 分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提 起することができます(処分があった日から1年を経過した 場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の 翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分 の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日 の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません (裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。」
- (2) 別添参考例処分通知書の教示文について、別添2のとおり修正する。

新旧対照表 改正後 現行 1 (略) 1 (略) 2 行政処分を行うに当たっての留意 2 行政処分を行うに当たっての留意 事項 事項 (1)(略) (1)(略) (2) 行政処分は、その理由として (2) 行政処分は、その理由として 根拠条項、処分事由等を明示し 根拠条項、処分事由等を明示し た書面(以下「処分通知書」と た書面(以下「処分通知書」と いう。)により行うこととし、処 いう。)により行うこととし、処 分通知書には次に掲げる教示を 分通知書には次に掲げる教示を 付すこと。 付すこと。 ア 行政不服審査法 (平成26年) ア 行政不服審査法(昭和37年

法律第160号)第57条の規

法律第68号)第82条の規定

による教示

- (例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」
- イ 行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)第46条第1 項の規定による教示
- (例)「この処分に対する取消訴訟に ついては、国を被告として(訴 訟において国を代表する者は法 務大臣となります。)、この処分 があったことを知った日の翌日 から起算して6月以内に提起す ることができます(処分があっ た日から1年を経過した場合を 除きます。)。ただし、処分があ ったことを知った日の翌日から 起算して3月以内に審査請求を した場合には、処分の取消訴訟 は、その審査請求に対する裁決 の送達を受けた日の翌日から起 算して6月以内に提起しなけれ ばなりません(裁決があった日 から1年を経過した場合を除き ます。)。」

定による教示

- (例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60</u> 旦以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」
- イ 行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)第46条第1 項の規定による教示
- (例)「この処分に対する取消訴訟に ついては、国を被告として(訴 訟において国を代表する者は法 務大臣となります。)、この処分 があったことを知った日の翌日 から起算して6月以内に提起す ることができます(処分があっ た日から1年を経過した場合を 除きます。)。ただし、処分があ ったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に審査請求 をした場合には、処分の取消訴 訟は、その審査請求に対する裁 決の送達を受けた日の翌日から 起算して6月以内に提起しなけ ればなりません(裁決があった 日から1年を経過した場合を除 きます。)。」
- 4 平成24年8月10日付け基安発0810第1号「発散防止抑制措置特例実施許可等に関する事務処理等について」の改正

別添様式第2号発散防止抑制措置特例実施不許可通知書の教示文について、 別添3のとおり修正する。

- 5 平成 25 年 12 月 11 日付け基安発 1211 第 1 号「都道府県労働局長が登録し、 又は指定する機関のうち、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録 及び指定に関する省令に基づく登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全 衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習 機関、指定労働災害防止業務従事者講習機関及び指定就業制限業務従事者講 習機関並びに作業環境測定法に基づく登録講習機関に対する行政処分等の具 体的運用について」の改正
- (1) 記の2の(3) を次のように改める
 - (3)行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面(以下「処分通知書」という。)により行うこととし、処分通知書には次に 掲げる教示を付すこと。
 - ア 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条の規定による 教示
 - (例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求 をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算し て1年を経過したときは、審査請求することができません。」
 - イ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規 定による教示
 - (例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)。」
- (2) 別添参考例処分通知書の教示文について、別添4のとおり修正する。

新旧対照表

北丁冬	
以止後	現行

- 1 (略)
- 2 行政処分を行うに当たっての留意 事項
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 行政処分は、その理由として 根拠条項、処分事由等を明示し た書面(以下「処分通知書」と いう。)により行うこととし、処 分通知書には次に掲げる教示を 付すこと。
 - ア <u>行政不服審査法(平成26年</u> <u>法律第68号)第82条</u>の規定 による教示
 - (例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」
 - イ 行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)第46条第1 項の規定による教示
 - (例)「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)、ただし、処分があったことを知

- 1 (略)
- 2 行政処分を行うに当たっての留意 事項
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 行政処分は、その理由として 根拠条項、処分事由等を明示し た書面(以下「処分通知書」と いう。)により行うこととし、処 分通知書には次に掲げる教示を 付すこと。
 - ア <u>行政不服審査法(昭和37年</u> <u>法律第160号)第57条</u>の規 定による教示
 - (例)「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60</u>日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。」
 - イ 行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)第46条第1 項の規定による教示
 - (例) 「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分によができます。)。ただし、処分があったことを知

った日の翌日から起算して<u>3月</u> 以内に審査請求をした場合に は、処分の取消訴訟は、その審 査請求に対する裁決の送達を受 けた日の翌日から起算して6月 以内に提起しなければなりませ ん(裁決があった日の翌日から 起算して1年を経過した場合を 除きます。)。」

(4) (略)

った日の翌日から起算して<u>60</u> 旦以内に審査請求をした場合に は、処分の取消訴訟は、その審 査請求に対する裁決の送達を受 けた日の翌日から起算して6月 以内に提起しなければなりませ ん(裁決があった日の翌日から 起算して1年を経過した場合を 除きます。)。」

(4) (略)